

ステンレス鋼用サブマージアーク自動溶接材料の試験要求に関する事項

改正規則

鋼船規則 M 編

改正事項

ステンレス鋼用サブマージアーク自動溶接材料の試験要求に関する事項

改正理由

鋼船規則 M 編 6 章 6.3 及び 6.4 には、多層及び二層盛両用のサブマージアーク自動溶接材料に対する初回認定試験及び年次検査に関する要件が規定されており、ステンレス鋼用サブマージアーク自動溶接材料に関する要件については、UR W17 を基に規定している軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用サブマージアーク自動溶接材料に関する要件を参考に規定されている。

このうち、初回認定試験及び年次検査における縦方向引張試験に関する要件について、軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用サブマージアーク自動溶接材料に対する試験要求と、ステンレス鋼用サブマージアーク自動溶接材料に対する試験要求が規則内で一部整合していなかったことから、それらを整合すべく、関連規定を改めた。

改正内容

多層及び二層盛両用のステンレス鋼用サブマージアーク自動溶接材料に対する初回認定試験及び年次検査に関する試験要件を、軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用サブマージアーク自動溶接材料に対する関連要件と整合するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 M 編 表 6.42, 表 6.50